

第37回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和5年6月26日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 78号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 5件 |
| 第 5 | 報告第 79号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 3件 |
| 第 6 | 議案第204号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 7 | 議案第205号 現況証明願について | 2件 |
| 第 8 | 議案第206号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第207号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第208号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第11 | 議案第209号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 16件 |
| 第12 | 議案第210号 標茶町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について | |
| 第13 | 議案第211号 標茶町農業委員会特別委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について | |

○出席委員（16名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐藤 松喜 君 | 2番 舟山 珠代 君 | 3番 高橋 政寿 君 |
| 4番 笛木 眞一 君 | 5番 嶋中 勝 君 | 6番 津野 齊 君 |
| 7番 佐瀬日出夫 君 | 8番 熊谷 英二 君 | 9番 澁谷 洋 君 |
| 10番 渡邊 裕儀 君 | 11番 高松 俊男 君 | 12番 甲斐やす子 君 |
| 13番 平山 正志 君 | 14番 小野寺典男 君 | 15番 森田 享子 君 |
| 16番 佐藤 徳市 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

- 番 ●● ●● 君

○欠席委員（0名）

○その他出席者

- | | |
|--------------|---------------|
| 事務局長 村山 尚 君 | 事務局次長 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 和田 千春 君 | 農地係長 青島 雅明 君 |
| 主 任 湊谷 沙紀 君 | |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第37回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前 9時57分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

6番・津野君 7番・佐瀬君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第37回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第78号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第78号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号5まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第78号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり5件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 5.7 h a

指名年月日 令和5年5月26日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

なお、番号2につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が、番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 58.6 h a

番号3

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 8.5 h a

指名年月日 令和5年6月6日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、舟山委員、高橋委員、熊谷委員、高松委員

なお番号4につきましては、指名年月日、申出の種類が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 61.6 h a

指名あっせん委員は、高橋委員、熊谷委員、澁谷委員、高松委員

番号5

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 124.3 h a

指名年月日 令和5年6月15日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、舟山委員、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号5まで、内容5件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第78号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎報告第79号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第79号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題といたします。

内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第79号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 甲斐委員

あっせん委員 津野委員、佐瀬委員、小野寺委員

報告年月日 令和5年5月29日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該案件については、あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し、町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字チャンベツ原野基線2-3

現況地目 畑

面積 6,538㎡外21筆、合計面積は208,571㎡

価格 7,654,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん

続きまして、

土地の所在 字チャンベツ原野基線31-1

現況地目 畑

面積 24,893㎡外 8 筆、合計面積は84,385㎡

価格 4,066,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん

続きまして、

土地の所在 字チャンベツ原野 1 0 6 - 1

現況地目 畑

面積 7,498㎡外 2 6 筆、合計面積は503,893㎡

価格 18,892,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん

続きまして、

土地の所在 字チャンベツ原野 4 4 0 - 1

現況地目 採放地

面積 12,384㎡外 1 筆、合計面積は61,288㎡

価格 1,181,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん

なお番号 1 につきましてはあっせん委員長であります甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 2 番・甲斐君。

○1 2 番（甲斐やす子君） 1 2 番・甲斐。

報告第 7 9 号、番号 1 について報告致します。

令和 5 年 5 月 8 日に津野委員、佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和 5 年 5 月 2 9 日に茶安別公民館において、第 2 回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整しました。

相手先は●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決まりましたが、譲受人より、農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、公益財団法人北海道農業公社による買い受けとなりました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、1 2 番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 は報告のとおり承認されました。

続いて番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 高松委員

あっせん委員 舟山委員、高橋委員、熊谷委員

報告年月日 令和 5 年 6 月 1 2 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上オソツベツ原野基線 6 7 - 1

現況地目 畑

面積 31,209㎡

価格 940,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

続きまして、

土地の所在 字上オソツベツ原野基線 7 4 - 1

現況地目 畑

面積 20,519㎡外 1 筆 合計面積 53,704㎡

譲受人氏名 ●●●●さん

なお番号 2 につきましてはあっせん委員長であります高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 1 番・高松君。

○1 1 番（高松俊男君） 1 1 番・高松。

報告第 7 9 号番号 2 について報告致します。

令和 5 年 6 月 1 2 日に舟山委員、高橋委員、熊谷委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で第 1 回あっせん委員会を開催しました。

本件は、平成 3 0 年度に保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、1 1 番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 は報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 舟山委員、嶋中委員、森田委員

報告年月日 令和5年6月15日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野西3線82-1

現況地目 畑

面積 23,776㎡外3筆、合計面積は69,907㎡

価格 2,347,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金となっております。

続きまして

土地の所在 字栄183-4

現況地目 畑

面積 141,535㎡外4筆、合計面積は256,671㎡

価格 10,096,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金となっております。

続きまして

土地の所在 字栄185-5

現況地目 畑

面積 40,006㎡外3筆、合計面積は92,561㎡

価格 1,899,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入となっております。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野24-14

現況地目 畑

面積 7,402㎡外11筆、合計面積は208,665㎡

価格 5,294,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入となっております。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野48-9

現況地目 畑

面積 945㎡外11筆、合計面積は327,032㎡

価格 7,031,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入となっております。

続きまして

土地の所在 字クチョロ原野73-1

現況地目 畑

面積 43,636㎡外5筆、合計面積は288,510㎡

価格 7,070,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入となっております。

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊。

報告第79号番号3について報告致します。

令和5年6月15日に舟山委員、嶋中委員、森田委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第79号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第204号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第204号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第204号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字阿歴内原野南2線146-1の内。

地目、登記簿、牧場、現況、畑。

面積、15,000㎡他4筆。合計面積は91,000㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和5年5月24日。

契約期間、令和3年5月24日から令和13年5月23日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年4月28日となっております。

なお、番号1については小野寺委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男君） 14番・小野寺です。

議案第204号、番号1について説明させていただきます。

5月16日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号2。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野基線67-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、31,209㎡外2筆。合計面積は84,913㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年9月27日。

契約期間、平成30年9月27日から令和5年7月29日まで。

賃貸借の合意がされた年月日と土地の引き渡し時期はいずれも令和5年6月16日となっております。

なお、番号2については、高松委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

議案第204号、番号2について説明させていただきます。

6月20日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第204号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第205号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第205号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第205号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

土地の所在、字塘路原野210-8。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 3,106㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査年月日、令和5年5月16日。

なお、調査結果につきましては、7番 佐瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第205号、番号1について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で、令和5年5月16日に津野委員、甲斐委員、小野寺委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は原野となっており、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2。

土地の所在、字栄 204-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積 5,363㎡外 1 筆、合計面積、5,470㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査年月日、令和 5 年 6 月 13 日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5 番・嶋中君。

○5 番（嶋中 勝君） 5 番・嶋中です。

議案第 205 号、番号 2 について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で、令和 5 年 6 月 13 日に嶋中委員、渡邊委員、森田委員、事務局より青島係長で現地調査をいたしました。

配布資料の 3 ページから 4 ページをご覧ください。

当該地の現況は雑種地と原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5 番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 205 号、内容 2 件は原案可決されました。

◎議案第 206 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 206 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第206号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人 ●●●● ●●●●さん

譲受人 ●●●● ●●●●さん

土地の所在、宇虹別原野66-1。

地目、登記簿、現況 共に畑。

面積、49,342㎡外1筆。

合計面積は196,136㎡。

契約の種類 贈与。

権利移転の理由 譲渡人 全地贈与する、譲受人 全地贈与を受ける

資金調達の方法及び価格 ゼロ円

世帯員 譲受人3名

畑 譲受人 196,136㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君）4番・笛木です。

議案第206号、番号1について説明させていただきます。

令和5年6月18日に現地調査をしてみました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは農地を贈与するため、譲受人の●●●●さんは農地の贈与を受け営農を継続するため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第206号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第207号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第207号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第207号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野138-1の内。

地目、登記簿、現況 ともに畑。

面積、5,332.91㎡外1筆。

合計面積は19,967.04㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、山砂採取。

転用計画内容、期間、許可日の日から令和6年7月31日まで。

掘削地1,996.37㎡、表土堆積場16,900.44㎡、搬出路80㎡、保安区域990.23㎡

山砂6,352㎥。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査結果につきましては甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第207号、番号1について報告致します。

6日12日に津野委員、佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の5ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で山砂採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から山砂採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第207号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第208号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第208号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第208号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和5年4月28日。

土地の所在、字チャンベツ原野基線2-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積6,538㎡外59筆、合計面積は858,137㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第208号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第209号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第209号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容16件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号8まで内容8件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件を、一括議題と致します。

なお、●番、●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第209号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり16件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野基線67-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、31,209㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年6月30日。

対価の支払期限、令和5年7月28日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

金額、940,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号8につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野基線74-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、20,519㎡外1筆、合計面積は53,704㎡。

金額、825,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字西熊牛原野西3線82-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、23,776㎡外3筆。合計面積69,907㎡。

対価の支払期限、令和5年9月1日。

金額、2,347,000円。

番号4。

利用権の設定を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字栄183-4。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、141,535㎡外4筆、合計面積は256,671㎡。

対価の支払期限、令和5年9月1日。

金額、10,096,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字西熊牛原野24-14

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積7,402㎡外11筆、合計面積は208,665㎡。

対価の支払期限、令和5年9月1日。

金額、5,294,000円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字西熊牛原野48-9。

地目、登記簿、現況ともに畑。
面積、945㎡外11筆、合計面積は327,032㎡。
利用権の設定等の内容、普通畑及び採放地。
対価の支払期限、令和5年9月1日。
金額、7,031,000円。

番号7。
利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん
土地の所在、字栄181-5。
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積、40,006㎡外3筆、合計面積は92,561㎡。
利用権の設定等の内容、普通畑及び採放地。
対価の支払期限、令和5年9月1日。
金額、1,899,000円。

番号8。
利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん
土地の所在、字クチョロ原野73-1。
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積、43,636㎡外5筆、合計面積は288,510㎡。
対価の支払期限、令和5年9月26日。
金額、7,070,000円。

なお、番号1から番号8につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は
こなっておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1から番号8まで内容8件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） お諮り致します。
番号9から番号12まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9から番号12まで内容4件を、一括議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字虹別原野63線102-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,905㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年7月1日から令和15年6月30日まで。

土地の引渡時期、令和5年7月1日。

金額、年間156,496円。

支払方法、毎年8月末日までに指定口座振込み

なお、番号10から番号12につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期が番号9と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号10。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字虹別原野409の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、20,718㎡外1筆、合計面積60,072㎡。

金額、年間192,230円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込み

番号11。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野38-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、76㎡外4筆、合計面積は175,217㎡。

金額、年間560,694円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込み

番号12。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、虹別原野628-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、32,906㎡。

金額、年間105,000円。

支払方法、毎年7月末日までに指定口座振込み。

なお、番号9から番号12までにつきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君）4番・笛木です。

議案第209号、番号9から番号12について報告致します。

事務局より調査依頼があり、6月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号12まで内容4件については原案可決されました。

続いて番号13を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野627-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、45,435㎡外1筆。合計面積、48,506㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年6月30日から令和15年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和5年6月30日。

金額、年間150,000円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振り込み

なお、番号13につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第209号 番号13について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

続いて番号14を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野5-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,087㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年6月30日から令和10年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和5年6月30日。

金額、年間152,000円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振り込み

なお、番号14につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第209号 番号14について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

続いて番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別450-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、57,380㎡外1筆。合計面積は99,817㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年6月30日から令和10年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和5年6月30日。

金額、年間300,000円。

支払方法、毎年5月末日までに指定口座振込み

なお、番号15につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君）13番・平山です。

議案第209号 番号15について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月22日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

続いて番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字阿歴内原野北3線125-1。

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、17,143㎡外6筆。合計面積は133,721㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年6月30日から令和15年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和5年6月30日。

金額、年間280,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込み。

なお、番号16につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第209号 番号16について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

以上をもって、議案209号、内容16件は原案可決されました。

◎議案第210号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第210号、標茶町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） 議案第210号について説明させていただきます。

標茶町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

標茶町農業委員会会議規則（平成16年農業委員会規則第1号）を別紙のとおり制定するもの
あります。

標茶町農業委員会会議規則の一部を改正する規則

標茶町農業委員会会議規則（平成16年農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条見出し中「及び小委員会」を削り、同条中「又は小委員会」を削る。

第27条及び第28条中「及び小委員会」を削る。

第29条中「及び小委員長」を削る。

第32条第1項及び第2項、第33条（見出しを含む。）並びに第62条（見出しを含む。）中
「及び小委員会」を削る。

第9章の章名中「及び小委員会」を削る。

第63条の見出し中「及び小委員会」を削り、同条第1項中「又は小委員会」を削る。

第64条から第70条までを次のように改める。

第64条から70条まで 削除。

附則、この規則は、令和5年7月1日から施行する。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第210号については原案可決されました。

◎議案第211号

○会長（佐藤徳市君） 日程第13。議案第211号、標茶町農業委員会特別委員会会議規則の一
部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） 議案第211号について説明させていただきます。

標茶町農業委員会特別委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

標茶町農業委員会特別委員会会議規則（平成16年農業委員会規則第2号）の一部を改正する規
則を別紙のとおり制定するものであります。

標茶町農業委員会特別委員会会議規則の一部を改正する規則

標茶町農業委員会特別委員会会議規則（平成16年農業委員会規則第2号）の一部を次のように
改正する。

第2条第2項ただし書き中「専門部会員は」を削り、同条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条の見出し中「専門部会」を「特別委員会の名称等」に改め、同条第1項中「に次の専門部会を置く。」を「の名称は以下のとおりとする。」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 広報委員会

第4条第2項中「専門部会」を「特別委員会」に改め、同項中「農地部会」を次のように改める。

農地委員会

第4条第2項中「農政部会」を次のように改める。

農政委員会

第4条第2項「(5) その他必要と…」の次に次のように加える。

広報委員会

(1) 農業委員会だよりの発行に関する事項

第4条第3項中「専門部会」を「各委員会」に改め、同項中「副部会長」を「副委員長」に改め、同項中「副部会長」を「副委員長」に改め、同条第4項中「農地部会員」を「農地委員会委員」に改める。

第5条第2項中「専門部会」を「特別委員会」に、「部会長」を「委員長」に改め、同条第3項中「又は専門部会」を削る。

第10条中「出席部会委員」を「出席委員」に改める。

第11条を削る。

附則といたしまして、

この規則は、令和5年7月1日から施行する。以上です。

○会長（佐藤徳一市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第211号については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第37回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第37回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時01分閉会）